

山形大学紀要（農学）第19巻 第2号：105-123. 令和5年2月
Bull. Yamagata Univ., Agr. Sci., 19(2) : 105-123 Feb. 2023

山形県における狩猟者の実態と狩猟活動の課題

小川三四郎*・菊池咲紀**

*山形大学農学部食料生命環境学科

**株式会社全農ライフサポート山形

(令和4年9月1日受付・令和4年11月9日受理)

Actual Condition of Hunters and Problems of Hunting Activities in Yamagata Prefecture

Sanshiro OGAWA* and Saki KIKUCHI**

*Department of Food, Life, and Environmental Sciences,
Faculty of Agriculture, Yamagata University

**Zen-Noh Life Support Yamagata Corporation

(Received September 1, 2022 · Accepted November 9, 2022)

Summary

This study was conducted in Yamagata Prefecture, where agricultural damage by wild animals is common, with the aim to understand the actual situation of hunters and to discuss issues related to future hunting activities. The survey was conducted in October 2021 by distributing questionnaires to hunters who were registering in the hunter registration agency, and collecting them on the spot after being filled out by the hunters themselves. A total of 540 copies of the questionnaire were distributed and 447 were collected. The results of the survey revealed the following. First, 70.8% of all hunters were in their 60s or older, and only 8.9% were in their 30s or younger. Since many hunters will retire from hunting in the near future, securing and training new hunters is considered an urgent task. Second, the overwhelming majority of hunters are licensed for first category gun hunting, and trap hunting. Farmers capture wild boars and bears as a pest control measure either because of actual damage to agricultural products or at their request, both within and beyond the hunting season. Non-farmers hunt pheasants, copper pheasants, and ducks for leisure and private consumption during the hunting season. Third, 90.4% of hunters are interested in the training of young hunters. More than half of the hunters discuss with their family, friends, and other close relations about hunting and allow them to observe hunting in order to encourage the participation of new hunters. However, 37.7% of hunters do not carry out any promoting activity. In the future, the use of SNS is considered as an effective tool for the dissemination of information about hunting and gibier.

Key words : harmful wildlife extermination, hunter, hunting administration, hunting industry, wildlife damage

連絡先（小川）e-mail : ogawa@tds1.tr.yamagata-u.ac.jp

キーワード：有害鳥獣駆除，狩猟者，狩猟行政，狩猟業，野生鳥獣被害

I 背景と課題

第二次世界大戦後、わが国の狩猟行政は、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律を管轄する林野庁が担ってきた。しかし、1971年に環境庁が新設されたことから、同法は、林野庁から環境庁へ移管され、2001年に中央省庁再編による環境庁の改組にもとづいて環境省が設置されてからは、環境省自然環境局によって所管されている。その後、2002年に同法は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律として全面的に改正され、2014年には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣保護管理法）として、名称に“管理”が新たに追加されて改正された。近年、生息数が増加し生息域も拡大した一部の鳥獣による被害や生態系への影響に対応するために、“管理”とした捕獲などによって、個体数の調整を図ることが目的とされている。

社会情勢や野生鳥獣の生態の変化に対応して改正されてきた鳥獣保護管理法にもとづいて、“環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針”¹⁾について定めるものとされ、この指針を受けて、“都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（鳥獣保護管理事業計画）”²⁾を定めるものとしている。同計画は5年毎に策定され、この法定計画にもとづいて、地方自治体において狩猟行政が推進されている。現在は、第13次鳥獣保護管理事業計画（2022年4月1日から2027年3月31日までの5年間）の期間である。近年の野生鳥獣による農林業被害や人的被害の深刻化によって、地方自治体において、鳥獣保護管理事業計画にもとづく狩猟行政が果たす役割は、ますます高まっている。

一方、現在の狩猟者による生産活動としての狩猟業について、産業分類と職業分類にもとづく類型化をみると、国勢調査の産業分類において、1980年までは“林業・狩猟業（林業及び狩猟業）”として定義されてきたが、1985年以降、今日にかけては、“林業”とされている³⁾。しかし、現行の日本標準産業分類において、“林業”には“野生動物の狩猟”⁴⁾が含まれており、日本標準職業分類においても、“林業従事者”は、“育林従事者”、“伐木・造材・集材従事者”、“その他の林業従事者”の3つに分けられるが、“その他の林業従事者”には、“猟師、銃猟師、網猟師、かも猟師、鷹匠、猟区案内人”⁵⁾が含まれている。2007年には、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止

のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）が議員立法により制定され、市町村が中心となり、被害防止のための総合的な取り組みが支援されることになった。その後、同法は数回にわたって改正され、対策の担い手の確保などが付加されている。現代的にも農林水産業において、狩猟者による鳥獣被害防止が急務とされている。

このように、現在、狩猟行政は環境省によって所管されている一方において、狩猟業や狩猟者などの産業や職業については、林野庁によって所管される林業の範疇にあり、こうした国の縦割り主義的な所轄にもとづいて、都道府県、市町村の関係部署も細分化されており、部署間での連携強化が指摘されている^{6) 7)}。

実態的に狩猟者による狩猟活動の目的は、生業に近い狩猟業や有害鳥獣防止対策やレジャーなど、多様化している状況において、地方自治体の今後の狩猟活動の継続と発展を考察する場合に、その全域を概括してみた特徴を把握する必要がある。2014年に九鬼らは、過去5年間の多数の文献を中心に獣害とその対策に関する研究レビューを行った。その中で、狩猟者の動向を都道府県レベルで明らかにした研究は、今後の鳥獣被害行政を考えるにあたって必要不可欠⁸⁾であると示唆している。

この九鬼らによる研究が発表される2014年以前の既往研究においても、地方自治体を単位として狩猟者の実態を把握し、今後の狩猟活動の課題について考察した研究もあり、その研究において、調査対象とされた都道府県には、埼玉県・栃木県⁹⁾、山梨県¹⁰⁾、鳥根県¹¹⁾などが確認できる。しかし、これらは鳥獣保護管理法の制定以前の研究であり、同法制定後の2014年以降では次の3つの研究が挙げられる。

2016年に原科ら¹²⁾は、岩手県の狩猟者の実態について調査した結果、岩手県では銃による狩猟が一般的であり、農林業被害の大きさから、シカが狩猟対象となる場合が最も多いこと、狩猟継続の理由は「鳥獣被害を減らすため」が最も多く、被害対策としての有害駆除活動に積極的に参加する意思をもつ狩猟者が多いものの、狩猟にかかる経費が高いことが問題点であることなどを明らかにしている。

また、同じく2016年に角田ら¹³⁾は、岐阜県の新規狩猟者を対象に調査を行い、岐阜県の新規狩猟者は、野生鳥獣による農林業被害対策としてのわな猟免許の取得者が多く、今後も免許取得者が増える可能性があるとした。

その一方で、狩猟免許の取得動機や種類、対象の鳥獣種類に差がなくとも、新規狩猟者の狩猟への態度が多様であり、その違いによって捕獲の担い手として果たす役割も異なることを示唆している。

2018年には、三谷ら¹⁴⁾が神奈川県を対象に調査した結果、約8割の狩猟者は新人育成に意欲があるが、受け身な意欲にとどまる者が多いこと、また、40歳未満では狩猟頻度が低く、未出猟者が存在するため、免許取得後、順調に出猟できていないとする可能性を明示した。そして、猟友会が狩猟者による新人育成を奨励し、狩猟者の個人的な意欲を具体化する活動を行うとした効果的な対策の必要性などを示唆している。

このように、地方自治体を単位として、概括的に狩猟者の特徴や動向を把握することによって、地方自治体において、今後の狩猟活動の継続と発展や狩猟行政に必要な施策の課題について検討することが可能であると考えられる。

以上から、本研究では、地方自治体を単位として全域の狩猟者を対象にした調査が近年行われておらず、野生鳥獣による農業被害の多い山形県¹⁵⁾において、狩猟者を対象にアンケート調査票による自計式調査によって実態を把握し、今後の狩猟活動の継続と発展や狩猟行政に必要な施策の課題について考察した。

II 調査と研究の方法

1. 調査の方法と実施概要

山形県の狩猟免許所持者数は、1991年の4,278人から、2015年の1,624人にかけて減少傾向にあったが、その後は増加傾向にあり、2020年には2,142人となっている¹⁶⁾。

山形県では、狩猟者を対象として、毎年実施されている狩猟者登録手続きが、2021年度は、2021年10月5日から2021年10月21日にかけて、山形県の4地方部局（村山総合支庁環境課、最上総合支庁環境課、置賜総合支庁環境課、庄内総合支庁環境課）を会場として実施された。狩猟者登録手続きの対象者は、4地方部局の各管内の市町村在住者であり、置賜地方だけは同管内の市町村在住者に加えて、猟友会支部も対象となっている。

本研究の調査は、この期間内に狩猟者登録手続きを行うために各会場に会場した狩猟者を対象として、直接、アンケート調査票を配布し、狩猟者本人が記入した後に、その場で回収する方法で行った。なお、赤湯猟友会関係者は個人宅にて登録手続きが行われたため、調査は実施

していない。

アンケート調査票の目次構成は、1.狩猟者の属性と狩猟の状況、2.狩猟の動機と今後、3.狩猟の問題点と担い手、4.放射能汚染の影響、5.2020年度の狩猟実績である。回答方式は、質問項目によって異なり、年齢、猟友会入会年、狩猟歴、頭数、日数などの数値箇所は自由記述方式、所持している狩猟免許の種類は複数選択可能な選択回答方式、狩猟の問題点は複数選択肢の中から3つを選択して回答する方式、それ以外は全て複数選択肢の中からの択一回答方式とした。

各地方部局におけるアンケート調査票の配布部数と回収部数は、村山地方192部配布・157部回収、最上地方115部配布・107部回収、置賜地方151部配布・132部回収、庄内地方82部配布・51部回収であり、全体では540部配布・447部回収である。回収率は、村山地方81.8%、最上地方93.0%、置賜地方87.4%、庄内地方62.2%であり、全体では82.8%である。

2. 研究の方法

研究方法について、本稿構成にもとづく論理展開にしたがって全4章を章毎に順を追って示す。はじめに、I章では、地方自治体の全域を対象とした狩猟者の実態を把握し、今後の狩猟活動の課題について考察した既往研究について検証し、本研究の課題と調査対象について明確にする。次に、II章では、本研究の調査の方法と実施概要、研究方法として本稿の全体構成を明示する。続いて、III章においては、山形県の狩猟者を対象として2021年10月に実施したアンケート調査の集計結果にもとづき、山形県全体と4地方別に分析する。具体的には、狩猟者の属性と狩猟状況、狩猟に対する意向と担い手問題、狩猟の放射能汚染の影響、狩猟日数と野生動物の捕獲状況について、各節に整理して分析を行う。最後に、IV章として、山形県の狩猟者の実態について総括し、今後の狩猟活動の課題について考察する。

III 山形県の狩猟者の実態と意向

1. 狩猟者の属性と狩猟状況

表-1に山形県の狩猟者の属性について示した。まず、狩猟者の性別をみると、山形県全体で回答の割合が多い順に、男が97.0%と圧倒的に多数を占めており、女は3.0%に過ぎない。地方別には、村山地方は、男33.3%と最も多く、次いで、置賜地方は、男29.4%、最上地方は、男

表-1 山形県の狩猟者の属性

単位：%

性別(n=432)					
項目	村山地方 (n=149)	最上地方 (n=101)	置賜地方 (n=131)	庄内地方 (n=51)	計
男	33.3	22.7	29.4	11.6	97.0
女	1.2	0.7	0.9	0.2	3.0
計	34.5	23.4	30.3	11.8	100.0
年代(n=427)					
項目	村山地方 (n=150)	最上地方 (n=97)	置賜地方 (n=129)	庄内地方 (n=51)	計
20歳代	0.7	0.0	0.9	0.0	1.6
30歳代	2.1	1.6	2.3	1.2	7.3
40歳代	2.3	2.3	1.9	0.9	7.5
50歳代	4.7	3.0	4.4	0.7	12.9
60歳代	11.7	9.1	10.1	4.4	35.4
70歳代	11.5	6.1	9.6	4.2	31.4
80歳代	2.1	0.5	0.9	0.5	4.0
計	35.1	22.7	30.2	11.9	100.0
現職業(n=423)					
項目	村山地方 (n=148)	最上地方 (n=99)	置賜地方 (n=125)	庄内地方 (n=51)	計
会社役員	2.1	1.4	1.2	0.9	5.7
会社員(管理職)	0.5	0.9	1.2	0.2	2.8
会社員	6.9	6.1	5.7	1.7	20.3
公務員	1.9	0.9	0.9	0.9	4.7
自営業	3.3	2.4	4.0	1.2	10.9
農業	11.8	4.5	8.5	3.1	27.9
林業	0.0	1.4	0.0	0.0	1.4
漁業	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2
パート・アルバイト	0.7	0.0	0.2	0.2	1.2
主婦(夫)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
学生	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無職(年金)	4.3	2.8	4.3	2.8	14.2
無職(世帯収入)	0.9	0.5	1.7	0.0	3.1
その他	2.4	2.4	1.9	0.9	7.6
計	35.0	23.4	29.6	12.1	100.0
前職業(n=61)					
項目	村山地方 (n=20)	最上地方 (n=9)	置賜地方 (n=22)	庄内地方 (n=10)	計
会社役員	3.3	0.0	3.3	3.3	9.8
会社員(管理職)	3.3	0.0	3.3	1.6	8.2
会社員	8.2	9.8	16.4	3.3	37.7
公務員	14.8	3.3	9.8	4.9	32.8
自営業	1.6	1.6	1.6	0.0	4.9
農業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
林業	0.0	0.0	1.6	0.0	1.6
漁業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
パート・アルバイト	1.6	0.0	0.0	0.0	1.6
主婦(夫)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
学生	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無職(年金)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無職(世帯収入)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	3.3	3.3
計	32.8	14.8	36.1	16.4	100.0

資料：「山形県狩猟者アンケート調査（2021年10月実施）」より作成

注：1) nは回答者数である。

2) 割合は表内の範疇毎に総回答数を100%とした時の地方別各項目毎の比率である。

3) 四捨五入の関係から各項目または各地方の個数の割合の総和と計が合わない場合や合計が100%にならない場合もある。

4) “無職(世帯収入)”は、アンケート記入者本人は無職であり、本人以外の世帯人員による収入によって生計を維持している場合である。

22.7%、庄内地方は、男11.6%である。女も地方別には同様の順位となっている。

年代は、山形県全体で回答の割合が多い順に、60歳代35.4%、70歳代31.4%、50歳代12.9%、40歳代7.5%、30歳代7.3%、80歳代4.0%、20歳代1.6%である。つまり、高齢者層である60歳代以上は、全体の70.8%を占めており、若年者層である30歳代以下は、8.9%に過ぎず、狩猟者は高齢化している。地方別にみても、4地方に共通して、山形県全体の年代構成とほぼ同様の傾向にある。割合が10.0%以上の多い年代は、村山地方の60歳代および70歳代と置賜地方の60歳代である。一方、0.0%と不在である年代は、最上地方と庄内地方の20歳代である。

現職業については、山形県全体で回答の割合が多い順に、農業27.9%、会社員20.3%、無職(年金)14.2%、自営業10.9%、その他7.6%、会社役員5.7%、公務員4.7%、無職(世帯収入)3.1%、会社員(管理職)2.8%、林業1.4%、パート・アルバイト1.2%、漁業0.2%、主婦(夫)0.0%、学生0.0%となっている。割合が10.0%以上の多い現職業について多い順にみると、農業者が最も多く、山形県全体の27.9%を占めており、続いて、会社の役員や管理職の職位にはない会社員が20.3%であって、退職後の無職の年金生活者が14.2%であり、自営業者が10.9%である。一方、0.0%と不在である現職業は、主婦(夫)と学生である。地方別に割合が1.0%以上の多い現職業について多い順にみると、村山地方は、農業11.8%、会社員6.9%、無職(年金)4.3%、自営業3.3%、その他2.4%、会社役員2.1%、公務員1.9%である。最上地方は、会社員6.1%、農業4.5%、無職(年金)2.8%、自営業2.4%、その他2.4%、会社役員1.4%、林業1.4%である。置賜地方は、農業8.5%、会社員5.7%、無職(年金)4.3%、自営業4.0%、その他1.9%、無職(世帯収入)1.7%、会社役員1.2%、会社員(管理職)1.2%である。庄内地方は、農業3.1%、無職(年金)2.8%、会社員1.7%、自営業1.2%である。したがって、地方別にも、現職業は、山形県全体で多い農業、会社員、無職(年金)、自営業の4職種が上位を占めていることに相違しないが、順位には、若干の地域性がみられ、村山地方と置賜地方は、県全体と同様の傾向であり、農業>会社員>無職(年金)>自営業であるものの、最上地方は、会社員>農業>無職(年金)>自営業・その他であり、庄内地方は、農業>無職(年金)>会社員>自営業となっている。また、林業は、最上地方の1.4%に過ぎず、村山地方、置賜地方、庄内地方の3地方では0.0%と不在で

ある。

狩猟者が退職や離職した場合の前職業は、山形県全体で回答の割合が多い順に、会社員37.7%、公務員32.8%、会社役員9.8%、会社員（管理職）8.2%、自営業4.9%、その他3.3%、林業1.6%、パート・アルバイト1.6%である。割合が10.0%以上の多い前職業について多い順に、会社員37.7%であり、次いで、公務員32.8%である。地方別に割合が3.0%以上¹⁷⁾の多い前職業について多い順にみると、村山地方は、公務員14.8%、会社員8.2%、会社役員3.3%、会社員（管理職）3.3%である。最上地方は、会社員9.8%、公務員3.3%である。置賜地方は、会社員16.4%、公務員9.8%、会社役員3.3%、会社員（管理職）3.3%である。庄内地方は、公務員4.9%、会社役員3.3%、会社員3.3%、その他3.3%である。このように、前職業は、地方別には、最上地方と置賜地方は、県全体と同様の傾向であり、会社員>公務員であるものの、村山地方と庄内地方は、公務員>会社員と県全体と異なっており、地方によって違いがみられる。

表-2に山形県の狩猟者の狩猟状況について示した。狩猟免許の種類別取得状況について、山形県全体で回答の割合が多い順に、第一種銃猟38.5%、わな猟・第一種銃猟33.0%、わな猟15.5%、網猟・わな猟・第一種銃猟7.8%、網猟・わな猟2.5%、網猟・第一種銃猟1.0%、第一種銃猟・第二種銃猟0.8%、わな猟・第一種銃猟・第二種銃猟0.5%、第二種銃猟0.3%、網猟・わな猟・第一種銃猟・第二種銃猟0.3%、網猟0.0%である。第一種銃猟、わな猟・第一種銃猟の免許取得者で全体71.5%を占めている。第一種銃猟は、装薬銃である散弾銃やライフル銃を用いて、鳥類から大型獣類まで幅広い野生動物を対象とし、かつ空気銃の使用も可能となる。一方、第二種銃猟は、散弾銃などは使用できず、主に居鳥を対象とする流し猟やわなで捕獲した獲物の止め刺しなどに用いられる空気銃の使用にとどまり、猟具が限定されることから、第二種銃猟の取得者が少ないと考えられる。わな猟は、イタチやタヌキなどの小型獣類からイノシシ、シカ、クマなどの大型獣類などの広い獲物を対象として、閉じ込めることや体の一部をくくるなどして捕獲するものであるが、主に鳥類やウサギを対象とする網猟よりも免許取得者が多いと考えられる。地方別に割合が1.0%以上の狩猟免許の種類別取得状況について多い順にみると、村山地方は、第一種銃猟13.0%、わな猟・第一種銃猟11.0%、わな猟5.8%、網猟・わな猟・第一種銃猟3.3%、網猟・わな猟1.3%

表-2 山形県の狩猟者の狩猟状況

単位：%

狩猟免許の種類別取得状況 (n=400)					
項目	村山地方 (n=141)	最上地方 (n=90)	置賜地方 (n=121)	庄内地方 (n=48)	計
網猟	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
わな猟	5.8	1.5	7.5	0.8	15.5
第一種銃猟	13.0	10.8	12.0	2.8	38.5
第二種銃猟	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3
網猟・わな猟	1.3	0.0	0.8	0.5	2.5
網猟・第一種銃猟	0.3	0.3	0.3	0.3	1.0
網猟・わな猟・第一種銃猟	3.3	1.3	2.0	1.3	7.8
網猟・わな猟・第一種銃猟・第二種銃猟	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3
わな猟・第一種銃猟	11.0	8.5	7.3	6.3	33.0
わな猟・第一種銃猟・第二種銃猟	0.0	0.3	0.3	0.0	0.5
第一種銃猟・第二種銃猟	0.3	0.0	0.3	0.3	0.8
計	35.3	22.5	30.3	12.0	100.0
猟友会入会年代 (n=379)					
項目	村山地方 (n=135)	最上地方 (n=80)	置賜地方 (n=116)	庄内地方 (n=48)	計
10歳代	0.3	0.0	0.3	0.0	0.5
20歳代	12.4	9.5	10.0	5.0	36.9
30歳代	6.6	3.4	7.1	5.3	22.4
40歳代	4.7	4.5	4.5	1.1	14.8
50歳代	6.9	1.8	4.0	0.3	12.9
60歳代	4.2	1.6	4.0	0.8	10.6
70歳代	0.5	0.3	0.8	0.3	1.8
計	35.6	21.1	30.6	12.7	100.0
狩猟歴 (n=374)					
項目	村山地方 (n=134)	最上地方 (n=83)	置賜地方 (n=111)	庄内地方 (n=46)	計
10年未満	13.1	7.5	10.7	4.0	35.3
10年以上20年未満	3.2	2.1	3.5	0.5	9.4
20年以上30年未満	2.9	3.5	2.9	0.8	10.2
30年以上40年未満	3.5	1.9	2.7	2.4	10.4
40年以上50年未満	9.9	4.5	6.7	2.7	23.8
50年以上60年未満	2.9	2.7	2.9	1.6	10.2
60年以上70年未満	0.3	0.0	0.3	0.3	0.8
計	35.8	22.2	29.7	12.3	100.0
狩猟形態 (n=406)					
項目	村山地方 (n=141)	最上地方 (n=93)	置賜地方 (n=121)	庄内地方 (n=51)	計
単独のみ	5.9	2.2	6.4	1.2	15.8
グループのみ	4.2	2.2	5.2	0.2	11.8
単独及びグループ	24.6	18.5	18.2	11.1	72.4
計	34.7	22.9	29.8	12.6	100.0
グループの場合の人数 (n=338)					
項目	村山地方 (n=117)	最上地方 (n=85)	置賜地方 (n=93)	庄内地方 (n=43)	計
3~5人	25.1	16.6	16.6	5.3	63.6
6~10人	7.7	7.1	8.3	6.2	29.3
11人以上	1.8	1.5	2.7	1.2	7.1
計	34.6	25.1	27.5	12.7	100.0
猟犬利用有無 (n=397)					
項目	村山地方 (n=138)	最上地方 (n=86)	置賜地方 (n=122)	庄内地方 (n=51)	計
利用	4.0	2.5	2.8	0.5	9.8
不利用	30.7	19.1	28.0	12.3	90.2
計	34.8	21.7	30.7	12.8	100.0
猟犬利用の場合の飼育頭数 (n=38)					
項目	村山地方 (n=16)	最上地方 (n=9)	置賜地方 (n=11)	庄内地方 (n=2)	計
1頭	31.6	23.7	26.3	5.3	86.8
2頭	5.3	0.0	2.6	0.0	7.9
3頭	2.6	0.0	0.0	0.0	2.6
4頭	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5頭	2.6	0.0	0.0	0.0	2.6
計	42.1	23.7	28.9	5.3	100.0
一猟期にかかる費用 (n=371)					
項目	村山地方 (n=130)	最上地方 (n=84)	置賜地方 (n=110)	庄内地方 (n=47)	計
5万円以下	15.6	12.1	20.5	7.0	55.3
6~10万円	16.2	9.2	6.2	4.3	35.8
11~30万円	2.7	1.1	3.0	1.3	8.1
31万円以上	0.5	0.3	0.0	0.0	0.8
計	35.0	22.6	29.6	12.7	100.0

資料：「山形県狩猟者アンケート調査（2021年10月実施）」より作成
 注：1) nは回答者数である。
 2) 割合は表内の範疇毎に総回答数を100%とした時の地方別各項目毎の比率である。
 3) 四捨五入の関係から各項目または各地方の個数の割合の総和と計が合わない場合や合計が100%にならない場合もある。

である。最上地方は、第一種銃猟10.8%、わな猟・第一種銃猟8.5%、わな猟1.5%、網猟・わな猟・第一種銃猟1.3%である。置賜地方は、第一種銃猟12.0%、わな猟7.5%、わな猟・第一種銃猟7.3%、網猟・わな猟・第一種銃猟2.0%である。庄内地方は、わな猟・第一種銃猟6.3%、第一種銃猟2.8%、網猟・わな猟・第一種銃猟1.3%である。地方別の狩猟免許の種類別取得状況について、上位の1位から3位をみると、村山地方と最上地方は、県全体と同様の傾向であるが、置賜地方は、2位がわな猟・第一種銃猟ではなく、わな猟であり、わな猟だけの免許取得者も比較的多い。庄内地方は、1位が第一種銃猟ではなく、わな猟・第一種銃猟であり、第一種銃猟に限定せずに、わな猟・第一種銃猟の併用での免許保持者が多いことが県全体と比較した場合の特徴としてある。

猟友会入会年代は、山形県全体で回答の割合が多い順に、20歳代36.9%、30歳代22.4%、40歳代14.8%、50歳代12.9%、60歳代10.6%、70歳代1.8%、10歳代0.5%である。10歳代を除くと、20歳代から70歳代にかけて年代と入会者数は反比例しており、20歳代から30歳代の若年層の年代の入会者数が全体の59.4%を占めている。猟友会入会年代について、地方別に、山形県全体と比較してみると、村山地方は、1位は20歳代であり、山形県全体と同様であるが、2位は50歳代であって、中高年層からの猟友会への入会者も多くみられることが特徴としてあり、3位以降は山形県全体と同様である。最上地方においても、1位は20歳代であり、山形県全体と同様であるものの、2位は40歳代であって、中高年層からの猟友会への入会者も多くみられ、3位以降は山形県全体と同様である。置賜地方は山形県全体と同様の傾向である。庄内地方は、1位に30歳代、4位に60歳代であることが特徴としてあり、山形県全体と比較して入会年代がやや高い傾向にある。

狩猟歴は、山形県全体で回答の割合が多い順に、10年未満35.3%、40年以上50年未満23.8%、30年以上40年未満10.4%、20年以上30年未満10.2%、50年以上60年未満10.2%、10年以上20年未満9.4%、60年以上70年未満0.8%である。つまり、10年未満の短期間が35.3%と最も多く、次いで、40年以上50年未満の長期間が23.8%であり、これらの短期間と長期間とで二極化している傾向にある。地方別にみても、4地方に共通して、10年未満が最も多く、次いで、40年以上50年未満が多い割合であり、大きな地域差はみられない。

狩猟形態は、山形県全体で回答の割合が多い順に、単

独及びグループ72.4%、単独のみ15.8%、グループのみ11.8%であり、単独及びグループで狩猟を行う狩猟者が72.4%と最も多くを占めている。地方別にみても、4地方に共通して、単独及びグループが最も多く、続いて、単独のみ、グループのみであり、地域差はみられない¹⁸⁾。

グループの場合の人数は、山形県全体で回答の割合が多い順に、3~5人63.6%、6~10人29.3%、11人以上7.1%であり、3~5人が63.6%と最も多い。地方別には、庄内地方を除く3地方は、山形県全体と同様の傾向にあるが、庄内地方だけは、6~10人が最も多く6.2%であり、続いて、3~5人5.3%、11人以上1.2%となっており、グループの場合においても比較的多い人数で狩猟が行われている。

猟犬利用有無は、山形県全体で回答の割合が多い順に、不利用90.2%、利用9.8%であり、猟犬を利用していない人が圧倒的に多い。地方別にみても、4地方に共通して、不利用の場合が多い状況にある。猟犬は、“草むらからのキジの追出しやカモ類などの水鳥猟における水面からの獲物の回収”¹⁹⁾、巻き狩りなどにおいても獲物を追い出すという使役によって、狩猟を有利に進める上で重要な役割を果たすが、山形県では猟犬の利用が少ない傾向にある。

猟犬利用の場合の飼育頭数は、山形県全体で回答の割合が多い順に、1頭86.8%、2頭7.9%、3頭2.6%、5頭2.6%、4頭0.0%であり、1頭が全体の86.8%を占めている。地方別にも、4地方に共通して1頭が最も多く、複数を飼育している地方は、村山地方と置賜地方において、少ない割合で存在している。

一猟期にかかる費用は、山形県全体で回答の割合が多い順に、5万円以下55.3%、6~10万円35.8%、11~30万円8.1%、31万円以上0.8%であり、半数以上の狩猟者は、5万円以下に抑えている。地方別にみると、村山地方を除く3地方は、山形県全体と同様の傾向にあるが、村山地方は、6~10万円が5万円以下よりもやや多く、他の3地方よりも高い費用をかけている傾向にある。

2. 狩猟者の狩猟に対する意向と担い手問題

表-3に山形県の狩猟者の狩猟動機と今後の意向について示した。狩猟を始めた経緯は、山形県全体で回答の割合が多い順に、「鳥獣被害を減らすため」34.2%、「周りに狩猟をしている人がいるから」26.1%、「狩猟文化・伝統・技術の継承」11.5%、「仲間との交流を求めて」7.3%、「肉や皮に興味があったから」6.5%、「自然に触れる機

表-3 山形県の狩猟者の狩猟動機と今後の意向

単位：%

狩猟を始めた経緯 (n=383)					
項目	村山地方 (n=135)	最上地方 (n=91)	置賜地方 (n=113)	庄内地方 (n=44)	計
鳥獣被害を減らすため	13.3	7.6	10.4	2.9	34.2
周りに狩猟をしている人がいるから	8.9	6.5	6.5	4.2	26.1
仲間との交流を求めて	2.6	2.1	2.1	0.5	7.3
自然に触れる機会を得るため	2.6	1.3	1.6	0.8	6.3
肉や皮に興味があったから	2.1	1.6	1.8	1.0	6.5
狩猟文化・伝統・技術の継承	2.3	3.1	5.0	1.0	11.5
健康のため	1.3	0.8	1.0	0.3	3.4
その他	2.1	0.8	1.0	0.8	4.7
計	35.2	23.8	29.5	11.5	100.0
現在狩猟を続けている理由 (n=381)					
項目	村山地方 (n=137)	最上地方 (n=87)	置賜地方 (n=111)	庄内地方 (n=46)	計
鳥獣被害を減らすため	15.2	9.4	12.6	5.5	42.8
自然に触れる機会を得るため	2.6	0.8	1.6	1.0	6.0
仲間との交流のため	4.7	3.7	5.0	0.8	14.2
肉や皮が入手できるため	2.6	0.8	1.6	0.8	5.8
趣味・スポーツとして面白いから	5.8	3.7	1.6	1.3	12.3
健康のため	2.4	0.8	1.0	0.5	4.7
狩猟文化・伝統・技術の継承のため	1.8	3.1	5.2	1.6	11.8
その他	0.8	0.5	0.5	0.5	2.4
計	36.0	22.8	29.1	12.1	100.0
狩猟継続の意思 (n=439)					
項目	村山地方 (n=153)	最上地方 (n=105)	置賜地方 (n=131)	庄内地方 (n=50)	計
続ける	33.5	23.2	28.2	11.2	96.1
続けない	1.4	0.7	1.6	0.2	3.9
計	34.9	23.9	29.8	11.4	100.0
狩猟を続けない理由 (n=16)					
項目	村山地方 (n=5)	最上地方 (n=3)	置賜地方 (n=7)	庄内地方 (n=1)	計
被害が減少した	0.0	6.3	0.0	0.0	6.3
仕事が忙しい	0.0	0.0	6.3	0.0	6.3
狩猟場所の減少	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
経費が高い	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
銃の規制が厳しい	6.3	0.0	0.0	0.0	6.3
獲物が少ない	0.0	0.0	6.3	0.0	6.3
獲物がとれない	6.3	0.0	0.0	0.0	6.3
体力の減少	18.8	12.5	25.0	6.3	62.5
その他	0.0	0.0	6.3	0.0	6.3
計	31.3	18.8	43.8	6.3	100.0
狩猟の引退予定の年代 (n=137)					
項目	村山地方 (n=106)	最上地方 (n=74)	置賜地方 (n=91)	庄内地方 (n=36)	計
50歳代	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3
60歳代	0.0	1.6	1.6	0.3	3.6
70歳代	16.9	14.3	15.3	4.9	51.5
80歳代	16.3	7.5	12.7	6.5	43.0
90歳代	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3
100歳代	0.7	0.7	0.0	0.0	1.3
計	34.5	24.1	29.6	11.7	100.0

資料：「山形県狩猟者アンケート調査（2021年10月実施）」より作成

- 注：1) nは回答者数である。
 2) 割合は表内の範囲毎に総回答数を100%とした時の地方別各項目毎の比率である。
 3) 四捨五入の関係から各項目または各地方の個数の割合の総和と計が合わない場合や合計が100%にならない場合もある。
 4) 各項目で回答する選択肢数は1つに限定し、複数の選択肢数を回答した場合は無効とした。

会を得るため」6.3%、「その他」4.7%、「健康のため」3.4%である。割合が10.0%以上である回答の多い項目3つについて多い順にみると、まず、「鳥獣被害を減らすため」が最も多く、34.2%を占めている。表-1でみたとおり、現職業は、農業者が最も多く、山形県全体の27.9%を占めていることから、山形県で行われている狩猟は、農業者が生産する農作物への被害の防止が大きな目的となっていることが考えられる。次に、「周りに狩猟をしている人がいるから」が多く、山形県では狩猟者が比較的多く存在し、狩猟者が身近にいる場合には、狩猟へ取り組みやすい環境にあることが考えられる。続いて、「狩猟文化・伝統・技術の継承」が多く、山形県では伝統的に狩猟を生業としてきたマタギの文化が現存している地域があることが要因していると考えられる。地方別に割合の多い順に1位から3位までをみると、村山地方、最上地方、置賜地方の3地方に共通して、1位が「鳥獣被害を減らすため」となっており、同様に共通して、2位が「周りに狩猟をしている人がいるから」である。庄内地方だけは、1位が「周りに狩猟をしている人がいるから」であり、2位が「鳥獣被害を減らすため」である。3位は、村山地方は、「仲間との交流を求めて」、「自然に触れる機会を得るため」であり、庄内地方は、「肉や皮に興味があったから」、「狩猟文化・伝統・技術の継承」であって、最上地方と置賜地方は共通して、「狩猟文化・伝統・技術の継承」である。「狩猟文化・伝統・技術の継承」が挙げられた山形県のこれら3地方について、主に、最上地方は真室川町及位地区、置賜地方は小国町小玉川地区、庄内地方は鶴岡市朝日地域などで、伝統的な狩猟文化が現存していることが関係していると考えられる。

現在狩猟を続けている理由は、山形県全体で回答の割合が多い順に、「鳥獣被害を減らすため」42.8%、「仲間との交流のため」14.2%、「趣味・スポーツとして面白いから」12.3%、「狩猟文化・伝統・技術の継承のため」11.8%、「自然に触れる機会を得るため」6.0%、「肉や皮が入手できるため」5.8%、「健康のため」4.7%、「その他」2.4%である。割合が10.0%以上である回答の多い項目4つについて多い順にみると、「鳥獣被害を減らすため」が42.8%を占め最も多く、前述の狩猟を始めた経緯と同様であり、山形県では農作物被害が深刻化する中で、農業者による鳥獣害駆除が大きな目的となっている。続いて、「仲間との交流のため」、「趣味・スポーツとして面白いから」であり、狩猟がレジャーや行楽の一環として

も行われている。次に、「狩猟文化・伝統・技術の継承のため」が多く、前述の狩猟を始めた経緯のとおり、伝統的な狩猟文化が現存する地域があることが関係していると考えられる。地方別に割合の多い順に1位から3位までをみると、4地方に共通して、1位が「鳥獣被害を減らすため」であり、2位を大きく離して多い割合である。村山地方は、2位が「趣味・スポーツとして面白いから」、3位が「仲間との交流のため」であり、一定の狩猟者において狩猟がレジャーとして行われている。最上地方は、2位が「仲間との交流のため」と「趣味・スポーツとして面白いから」であり、「狩猟文化・伝統・技術の継承のため」はその次の順位であることから、狩猟文化の継承よりもレジャーとして行われている場合が多い。置賜地方は、2位が「狩猟文化・伝統・技術の継承のため」であり、3位が「仲間との交流のため」であって、4地方の中で、「狩猟文化・伝統・技術の継承のため」の割合が最も多く、置賜地方の小国町小玉川地区では、例年5月に、小玉川熊まつり²⁰⁾が行われてきた通り、狩猟文化が継承されていることが関係していると考えられる。庄内地方は、2位が「狩猟文化・伝統・技術の継承のため」、3位が「趣味・スポーツとして面白いから」であり、庄内地方においても、鶴岡市朝日地域などにおいて、狩猟文化の継承を目的として狩猟が行われていると考えられる。

狩猟継続の意思は、山形県全体で回答の割合が多い順に、続ける96.1%、続けない3.9%である。現状では、圧倒的に続ける意思のある狩猟者が多い。地方別にみても、4地方に共通して、続けないとする割合はごく僅かである。

狩猟を続けない理由は、山形県全体で回答の割合が多い順に、「体力の減少」62.5%、「被害が減少した」6.3%、「仕事が忙しい」6.3%、「銃の規制が厳しい」6.3%、「獲物が少ない」6.3%、「獲物がとれない」6.3%、「その他」6.3%である。「体力の減少」が62.5%と最も多く、この回答結果からすれば、狩猟を続けないとする能動的な理由よりも、狩猟を続けられないとした受動的な理由に近い状況にあると捉えられる。表-1でみたとおり、山形県全体の年代は、高齢者層である60歳代以上は全体の70.8%を占めており、後期高齢者層に該当する70歳代と80歳代が35.4%を占めていることから、高齢による体力的な問題が狩猟継続を困難にしている場合が多いと考えられる。地方別にみても、4地方に共通して「体力の減少」が最も多い。それ以外の回答については、回答者

数がごく僅かと少ないために、ばらつきがみられる。

狩猟の引退予定の年代は、山形県全体で回答の割合が多い順に、70歳代51.5%、80歳代43.0%、60歳代3.6%、100歳代1.3%、50歳代0.3%、90歳代0.3%である。引退予定の年代について、70歳代と80歳代とを合計すると94.5%を占めている。地方別にみても、4地方に共通して、1位から2位が70歳代から80歳代である。

表-4に山形県の狩猟者の狩猟の問題点と担い手について示した。狩猟の問題点は、山形県全体で回答の割合が多い順に、「手続きが煩雑である」17.7%、「経費が高い」14.4%、「猟銃の規制が厳しい」12.5%、「後継者がいない」11.9%、「有害駆除の報奨金が少ない」8.7%、「初心者に参加しにくい」6.7%、「獲物がとれない」6.5%、「社会的認知度が低い」5.4%、「残渣処理が大変」4.2%、「感謝されていると感じない」3.7%、「経済的価値が低い」3.3%、「情報が少ない」2.0%、「制度が悪い」1.2%、「反対意見が多い」1.1%、「その他」0.6%である。割合が10.0%以上である回答の多い項目4つについて多い順にみると、1位から3位は、「手続きが煩雑である」、「経費が高い」、「猟銃の規制が厳しい」と続いているが、これら3つは関係していると考えられる。つまり、狩猟を行うためには、地方自治体への狩猟免許の受験申請、狩猟者登録手続き、警察署への猟銃の所持許可の申請などの手続きが必要であり、複数の書類を用意する必要がある。こうした手続きを行う際には、地方自治体へ納付する狩猟税や狩猟者登録手数料、警察署への銃砲の所持許可の申請手数料などの費用も必要とされる。さらに、実際の狩猟に必要な猟銃などの猟具は高額である。また、銃砲を用いた事件や事故の増加が社会問題となり、危害予防のために銃砲の所持許可の審査基準の厳格化の必要性が増していることから、猟銃の規制が強化される傾向にあることが考えられる。続いて、4位は「後継者がいない」であり、表-1でみた通り、山形県全体の年代は、高齢者層である60歳代以上が全体の70.8%を占めていることから、今後は、新規狩猟者の確保が急務であるといえる。地方別に割合の多い順に1位から3位までをみると、4地方に共通して、1位は「手続きが煩雑である」である。最上地方は、同じ割合で1位に「経費が高い」ことも挙げられており、3位が「猟銃の規制が厳しい」である。村山地方は2位が「猟銃の規制が厳しい」であるのに対して、置賜地方の2位は、「後継者がいない」と「経費が高い」であり、庄内地方の2位は「後継者がいない」こ

表-4 山形県の狩猟者の狩猟の問題点と担い手

単位：%

狩猟の問題点 (n=942)					
項目	村山地方 (n=340)	最上地方 (n=213)	置賜地方 (n=272)	庄内地方 (n=117)	計
手続きが煩雑である	6.5	3.9	5.0	2.3	17.7
後継者がいない	3.5	2.1	4.1	2.1	11.9
経費が高い	4.7	3.9	4.1	1.7	14.4
獲物がとれない	2.5	1.7	1.2	1.1	6.5
残渣処理が大変	1.9	0.7	1.3	0.3	4.2
有害駆除の報奨金が少ない	3.7	2.2	2.2	0.5	8.7
制度が悪い	0.5	0.0	0.5	0.1	1.2
猟銃の規制が厳しい	5.2	2.8	3.2	1.4	12.5
初心者が参加しにくい	2.1	1.6	2.5	0.4	6.7
情報が少ない	0.7	0.6	0.4	0.2	2.0
社会的認知度が低い	2.1	0.8	1.6	0.8	5.4
感謝されていると感じない	1.5	0.7	1.0	0.5	3.7
経済的価値が低い	1.1	1.0	1.1	0.2	3.3
反対意見が多い	0.0	0.3	0.4	0.3	1.1
その他	0.0	0.1	0.2	0.3	0.6
計	36.1	22.6	28.9	12.4	100.0
有害鳥獣駆除を反対とする意見への意向 (n=410)					
項目	村山地方 (n=144)	最上地方 (n=97)	置賜地方 (n=122)	庄内地方 (n=47)	計
狩猟者の役割を多くの人に理解してほしい	10.0	8.0	9.0	2.4	29.5
野鳥には農業者や猟師に比べて理解が浅い	19.3	12.7	16.8	7.1	55.9
反対意見を言われると駆除しにくい	2.7	0.7	1.0	0.5	4.9
殺すことへの批判はやむを得ない	0.7	0.5	1.5	1.0	3.7
猟友会などに電話しないで欲しい	0.0	0.2	0.2	0.0	0.5
何も思わない	2.0	1.2	1.0	0.0	4.1
その他	0.5	0.2	0.2	0.5	1.5
計	35.1	23.7	29.8	11.5	100.0
狩猟者の担い手育成への関心の有無 (n=417)					
項目	村山地方 (n=146)	最上地方 (n=96)	置賜地方 (n=125)	庄内地方 (n=50)	計
関心がある	30.7	21.1	27.1	11.5	90.4
関心がない	4.3	1.9	2.9	0.5	9.6
計	35.0	23.0	30.0	12.0	100.0
狩猟者の担い手の確保のための活動 (n=406)					
項目	村山地方 (n=140)	最上地方 (n=94)	置賜地方 (n=125)	庄内地方 (n=47)	計
友人や家族や近所の人などに声をかけている	10.8	8.1	10.8	4.9	34.7
狩猟に関する講演を行っている	1.7	0.2	1.0	0.2	3.2
SNS(Twitter, Instagram)などで情報発信している	0.5	0.2	1.5	0.5	2.7
家族や友人などに狩猟の話や見学させている	6.9	5.7	6.2	1.7	20.4
何もしていない	13.8	8.6	11.1	4.2	37.7
その他	0.7	0.2	0.2	0.0	1.2
計	34.5	23.2	30.8	11.6	100.0
狩猟者の担い手の確保・育成への意向 (n=387)					
項目	村山地方 (n=140)	最上地方 (n=88)	置賜地方 (n=114)	庄内地方 (n=45)	計
初心者講習について時間をかけてやるべき	2.6	1.8	1.6	1.0	7.0
講習について多岐にわたる内容を盛り込むべき	10.9	7.0	9.3	3.4	30.5
免許取得後のアフターフォローを入れるべき	6.7	4.4	7.5	3.1	21.7
若者に興味を持ってもらうための交流の場を設けるべき	10.9	6.2	6.7	3.4	27.1
学校教育で狩猟について触れるべき	4.1	3.4	3.1	0.5	11.1
その他	1.0	0.0	1.3	0.3	2.6
計	36.2	22.7	29.5	11.6	100.0
新規狩猟者への狩猟教育の受託の有無 (n=399)					
項目	村山地方 (n=139)	最上地方 (n=93)	置賜地方 (n=119)	庄内地方 (n=48)	計
受託する	23.8	17.0	20.8	8.0	69.7
受託しない	11.0	6.3	9.0	4.0	30.3
計	34.8	23.3	29.8	12.0	100.0
新規狩猟者への狩猟教育を受託しない理由 (n=119)					
項目	村山地方 (n=44)	最上地方 (n=23)	置賜地方 (n=36)	庄内地方 (n=16)	計
教えられないほどの技術を習得していないから	17.6	12.6	26.1	10.9	67.2
仕事が多忙だから	5.9	2.5	2.5	0.0	10.9
コミュニケーションが苦手だから	6.7	4.2	1.7	0.8	13.4
面倒だから	3.4	0.0	0.0	0.0	3.4
その他	3.4	0.0	0.0	1.7	5.0
計	37.0	19.3	30.3	13.4	100.0
狩猟の後継者の有無 (n=393)					
項目	村山地方 (n=138)	最上地方 (n=91)	置賜地方 (n=117)	庄内地方 (n=47)	計
いる	6.9	4.1	8.4	4.1	23.4
いない	28.2	19.1	21.4	7.9	76.6
計	35.1	23.2	29.8	12.0	100.0

資料：「山形県狩猟者アンケート調査（2021年10月実施）」より作成

- 注：1）「狩猟の問題点」のnは回答数であり、それ以外のnは全て回答者数である。
 2）割合は表内の範疇毎に総回答数を100%とした時の地方別各項目毎の比率である。
 3）四捨五入の関係から各項目または各地方の個数の割合の総和と計が合わない場合や合計が100%にならない場合もある。
 4）「狩猟の問題点」だけは回答する選択肢数は3つに限定し、3つ以外の選択肢数を回答した場合は無効とした。それ以外の範疇は全て各項目で回答する選択肢数は1つに限定し、複数の選択肢数を回答した場合は無効とした。

とが挙げられており、置賜地方と庄内地方では人材不足も問題とされている。村山地方と庄内地方は、3位が「経費が高い」であり、狩猟を行うための費用負担の高さも指摘されている。

有害鳥獣駆除を反対とする意見への意向は、山形県全体で回答の割合が多い順に、「野生動物による農業被害や人的被害に対して理解してもらいたい」55.9%、「狩猟者の役割をより多くの人に理解してもらいたい」29.5%、「反対意見を言われると駆除しにくい」4.9%、「何も思わない」4.1%、「殺すことへの批判はやむを得ない」3.7%、「その他」1.5%、「猟友会などに電話しないで欲しい」0.5%である。割合が10.0%以上である回答の多い項目2つについてみると、「野生動物による農業被害や人的被害に対して理解してもらいたい」が55.9%と最も多い。表-1でみた通り、現職業は、農業者が最も多く、山形県全体の27.9%であり、表-3において、狩猟を始めた経緯は「鳥獣被害を減らすため」が34.2%と最も多く、現在狩猟を続けている理由にも、「鳥獣被害を減らすため」が42.8%を占め、最も多かった。このため、一般的な有害鳥獣駆除の反対意見に対しては、農業者にとって深刻な農業被害の防止への理解を求める意向が多いと考えられる。次いで、「狩猟者の役割をより多くの人に理解してもらいたい」が29.5%であって、表-1において、山形県全体での現職業は、農業者の27.9%に次いで、会社員が20.3%、無職の年金生活者が14.2%、自営業者が10.9%であった通り、こうした農業者以外の狩猟者においても、狩猟者による狩猟の社会的役割について理解を求めていると考えられる。地方別に割合の多い順に1位から3位までをみると、4地方に共通して、山形県全体と同様に、1位は「野生動物による農業被害や人的被害に対して理解してもらいたい」であり、2位は「狩猟者の役割をより多くの人に理解してもらいたい」である。一方、3位については、村山地方は「反対意見を言われると駆除しにくい」、最上地方は「何も思わない」、置賜地方と庄内地方は「殺すことへの批判はやむを得ない」であり、地方によって違いもみられるが、いずれも割合は少ない。

狩猟者の担い手育成への関心の有無は、山形県全体で回答の割合が多い順に、関心がある90.4%、関心がない9.6%であり、圧倒的に担い手育成に関心を持っている狩猟者が多い。地方別にみても、4地方に共通して、関心があるの方が多く、関心がないとする狩猟者の割合は

少ない。前述の有害鳥獣駆除の反対意見への意向では、山形県全体で「野生動物による農業被害や人的被害に対して理解してもらいたい」と「狩猟者の役割をより多くの人に理解してもらいたい」とを併せると85.4%を占めていた。こうした狩猟の社会的役割や責任を自覚している狩猟者が多数を占めていることが、担い手育成への関心の高さにもあらわれていると考えられる。

狩猟者の担い手の確保のための活動は、山形県全体で回答の割合が多い順に、「何もしていない」37.7%、「友人や家族や近所の人などに声をかけている」34.7%、「家族や友人などに狩猟の話や見学をさせている」20.4%、「狩猟に関しての講演を行っている」3.2%、「SNS（TwitterやInstagramなど）で狩猟について発信している」2.7%、「その他」1.2%である。割合の多い回答から順にみると、「何もしていない」が37.7%と最も多く、前述した狩猟者の担い手育成への関心の圧倒的高さの一方で、実際に担い手の確保に取り組んでいない狩猟者が比較的多くみられる。続いて、「友人や家族や近所の人などに声をかけている」が34.7%であり、「家族や友人などに狩猟の話や見学をさせている」が20.4%である。表-3でみた通り、狩猟を始めた経緯は、「周りに狩猟をしている人がいるから」が26.1%と比較的多いことから、狩猟者自身が身近な人間関係に対する声かけや話や見学をさせることによって、担い手の確保の取り組みを行っている場合が最も多い。続いて、「狩猟に関しての講演を行っている」と「SNS（TwitterやInstagramなど）で狩猟について発信している」であり、狩猟者自身の身近な人間関係だけでは量的確保の限界もあることから、講演活動や現代的にもインターネットを利用した情報発信は有効であると考えられる。しかし、これらは割合としては非常に少なく、実際の担い手の確保のための取り組みとしては非常に少ないのが現状である。地方別に割合の多い順に1位から3位までをみると、庄内地方以外の3地方に共通して、1位は「何もしていない」であり、2位は「友人や家族や近所の人などに声をかけている」であるが、庄内地方は他地方とは1位と2位とが逆転しており、実際に取り組んでいる場合が若干多い。3位は4地方に共通して「家族や友人などに狩猟の話や見学をさせている」である。

狩猟者の担い手の確保・育成への意向は、山形県全体で回答の割合が多い順に、「狩猟者についてより多くの人に知ってもらうべく広報活動に力を入れるべき」

30.5%、「若者に興味を持ってもらうため交流の場を設けるべき」27.1%、「免許取得後のアフターフォローに力を入れるべき」21.7%、「学校教育で狩猟について触れるべき」11.1%、「初心者講習について時間をかけてやるべき」7.0%、「その他」2.6%である。割合が10.0%以上である回答の多い項目4つについてみると、「狩猟者についてより多くの人に知ってもらうべく広報活動に力を入れるべき」が30.5%と最も多く、行政などによる広報活動の推進によって担い手の確保・育成を図ることを期待する意向である。次いで、「若者に興味を持ってもらうため交流の場を設けるべき」が多く、表-1でみた通り、高齢者層である60歳代以上が全体の70.8%を占め、若年者層である30歳代以下は8.9%に過ぎないために、高齢者層の狩猟者が広く若年層と交流できる機会や環境をつくることへの意向である。続いて、「免許取得後のアフターフォローに力を入れるべき」が多く、狩猟者としての定着と育成のためには、狩猟免許取得後の支援を重要とする意向である。最近では、狩猟免許取得後と狩猟免許取得前との支援制度の課題について明らかした研究も行われている²¹⁾。次に、「学校教育で狩猟について触れるべき」が多く、公教育において、林学の学問体系の一環としての狩猟学を学習する必要があるとする意見である。地方別に割合の多い順に1位から3位までをみると、置賜地方以外の3地方では、1位から3位にかけて、山形県全体と近似した順位であり、特に3位は「免許取得後のアフターフォローに力を入れるべき」で共通している。置賜地方は、1位は山形県全体と同様に「狩猟者についてより多くの人に知ってもらうべく広報活動に力を入れるべき」であるが、2位は「免許取得後のアフターフォローに力を入れるべき」が比較的多い割合であり、3位は「若者に興味を持ってもらうため交流の場を設けるべき」である。伝統的な狩猟文化のある置賜地方では、狩猟免許取得後の支援に対して重要視する意見が一定の割合で存在している点で他の3地方とは異なるとみられる。

新規狩猟者への狩猟教育の受託の有無は、山形県全体で回答の割合が多い順に、受託する69.7%、受託しない30.3%である。狩猟者の69.7%は、新規狩猟者に対して狩猟教育を行う意思がある。地方別にみても、4地方に共通して、受託する意思がある狩猟者が受託しない狩猟者よりも約2倍以上多い。

新規狩猟者への狩猟教育を受託しないとする30.3%の

狩猟者において、その理由は、山形県全体で多い順に、「教えられるほどの技術を習得していないから」67.2%、「コミュニケーションが苦手だから」13.4%、「仕事が忙しいから」10.9%、「その他」5.0%、「面倒だから」3.4%である。割合が多い回答の項目から多い順にみると、「教えられるほどの技術を習得していないから」が最も多く、今後、技術を習得し経験を積むことによって、新規狩猟者へ狩猟教育を行う可能性はあるとする前向きな回答であると考えられる。次に多いのは、「コミュニケーションが苦手だから」であるが、今後、コミュニケーションスキルを身につけて、苦手意識を克服すれば、前述の回答と同様に、新規狩猟者へ狩猟教育を行う可能性はあるものと考えられる。今後、新規狩猟者への狩猟教育を行う可能性のあるこれら2つ回答の割合の合計は80.7%である。続いて、「その他」を除き、「仕事が忙しいから」と「面倒だから」が多く、この2つの回答の割合の合計は14.3%であり、いずれも消極的な理由であると考えられる。したがって、新規狩猟者への狩猟教育を受託しないと回答した狩猟者のうちの80.7%は、その理由から考察すると、今後、スキルを身につけることによって新規狩猟者へ狩猟教育を行う可能性があると考えられることから、狩猟教育に対して消極的な狩猟者は少ない。地方別に割合の多い順にみると、4地方に共通して、1位は「教えられるほどの技術を習得していないから」である。2位は、村山地方と最上地方は、「コミュニケーションが苦手だから」であるが、置賜地方は、消極的な理由である「仕事が忙しいから」であり、庄内地方は「その他」となっており、違いがみられる。

狩猟の後継者の有無は、山形県全体で回答の割合が多い順に、いない76.6%、いる23.4%であり、狩猟者の76.6%は後継者がいない。地方別にみると、4地方に共通して、後継者がいない割合の方が多い。一方、後継者がいる割合が最も多いのは置賜地方であり、次いで、村山地方であって、最も少ないのは、最上地方と庄内地方であり、同じ割合である。

3. 狩猟者の狩猟の放射能汚染の影響

表-5に山形県の狩猟者の狩猟の放射能汚染の影響について示した。2011年3月の福島第一原発事故による放射能汚染の影響の有無は、山形県全体で回答の割合が多い順に、影響を受けない69.3%、影響を受けた30.7%である。本研究の調査は2021年10月に実施しており、表-

表-5 山形県の狩猟者の狩猟の放射能汚染の影響

単位：%

2011年3月の福島第一原発事故による放射能汚染の影響の有無 (n=388)					
項目	村山地方 (n=138)	最上地方 (n=88)	置賜地方 (n=114)	庄内地方 (n=48)	計
影響を受けた	9.0	4.9	11.9	4.9	30.7
影響を受けない	26.5	17.8	17.5	7.5	69.3
計	35.6	22.7	29.4	12.4	100.0

2011年3月の福島第一原発事故による放射能汚染の影響の内容 (n=116)					
項目	村山地方 (n=35)	最上地方 (n=18)	置賜地方 (n=44)	庄内地方 (n=19)	計
出猟回数が減少した	9.5	4.3	4.3	1.7	19.8
肉を出荷できなかった	1.7	3.4	6.0	4.3	15.5
肉を食べられなかった	11.2	6.0	4.3	2.6	24.1
祭を開催できなかった	0.9	0.0	9.5	2.6	12.9
猟場が汚染された	6.0	1.7	7.8	1.7	17.2
その他	0.9	0.0	6.0	3.4	10.3
計	30.2	15.5	37.9	16.4	100.0

資料：「山形県狩猟者アンケート調査（2021年10月実施）」より作成

注：1) nは回答者数である。

2) 割合は表内の範囲毎に総回答数を100%とした時の地方別各項目毎の比率である。

3) 四捨五入の関係から各項目または各地方の個数の割合の総和と計が合わない場合や合計が100%にならない場合もある。

4) 各項目で回答する選択肢数は1つに限定し、複数の選択肢数を回答した場合は無効とした。

2から現在の狩猟歴が10年未満の狩猟者は35.3%を占めていることから、2011年3月以降、数年間において、まだ狩猟を始めていない狩猟者も少なくない数で存在するために、影響を受けないと回答した狩猟者が多かったことも考えられる。影響を受けた地方について、地方別に多い順にみると、置賜地方が最も多く、山形県内の4地方の中でも福島県と隣接しており、最も近い地方であることが関係していると考えられる。続いて、村山地方、最上地方、庄内地方の順である。

放射能汚染の影響を受けたと回答した30.7%の狩猟者において、影響の内容については、山形県全体で回答の割合が多い順に、「肉を食べられなかった」24.1%、「出猟回数が減少した」19.8%、「猟場が汚染された」17.2%、「肉を出荷できなかった」15.5%、「祭を開催できなかった」12.9%、「その他」10.3%である。こうした回答の多くには、福島第一原発事故直後に、政府の指示にもとづいて、山形県では野生動物の出荷制限²²⁾が行われたことも関係していると考えられる。影響の内容について地方別に割合の多い順に1位から3位までをみると、4地方において、置賜地方が最も回答の割合が多く合計37.9%であり、1位は、「祭を開催できなかった」である。置賜地方の小国町小玉川地区で例年5月に開催される小玉川熊まつりでは、来場者に熊汁が振る舞われており、まつり自体が開催できなかったとされる。2位は「猟場が汚

染された」であり、4地方の中で最も順位と割合が多いことから、地理的に福島県に最も近いことも影響していると考えられる。3位は「肉を出荷できなかった」、「その他」であり、「肉を出荷できなかった」は4地方の中で最も割合が多い。村山地方と最上地方は共通して、1位が「肉を食べられなかった」であり、2位が「出猟回数が減少した」である。3位は違いがみられ、村山地方は、「猟場が汚染された」であり、最上地方は、「肉を出荷できなかった」である。庄内地方は、1位は「肉を出荷できなかった」であり、2位は「その他」、3位は「肉を食べられなかった」、「祭を開催できなかった」である。したがって、2011年3月の福島第一原発事故による放射能汚染の影響の地方別の回答内容から考察すると、主として、村山地方と最上地方は、狩猟者自身が捕獲した野生動物の自家消費としての狩猟活動への影響、置賜地方と庄内地方は、狩猟者の生業と地域行事としての狩猟活動への影響があったとされる地方別の特徴の違いの傾向がみられる。

4. 狩猟者の狩猟日数と野生動物の捕獲状況

表-6に山形県の狩猟者の猟期内外の狩猟日数（2020年度）について示した²³⁾。猟期外（2020年4月～2020年10月）の有害鳥獣駆除出動日数は、山形県全体で回答の割合が多い順に、10日未満41.1%、10～19日28.1%、20～29日14.3%であり、これらを併せた29日以下が83.5%を占めている。30～39日4.3%から70～79日0.9%にかけては、割合が減少傾向にあり、それ以降は、90～99日の0.4%から最長の150～159日の0.9%にかけて、少ない割合での散漫した出動日数となっている。地方別にみると、置賜地方を除く3地方に共通して、10日未満が最も割合が多いが、置賜地方だけは、10～19日が最も多く、出動日数が他の3地方よりも若干多い傾向にある。最長の出動日数は、4地方に共通して0.4%と少ない割合であり、地方別に回答の出動日数が多い順には、村山地方と置賜地方150～159日、最上地方100～109日、庄内地方60～69日であって、地方差がみられる。

猟期内（2020年11月～2021年3月）の有害鳥獣駆除出動日数は、山形県全体で回答の割合が多い順に、10日未満58.1%、10～19日24.2%、20～29日9.8%であり、これらを併せた29日以下が92.1%を占めている。したがって、有害鳥獣駆除出動日数は、前述した猟期外よりも猟期内の方が出動日数はやや短いものの1割程度の差でしか

表-6 山形県の狩猟者の猟期内外の狩猟日数（2020年度）

単位：%

猟期外(2020年4月～2020年10月)					
有害鳥獣駆除出動日数(n=231)					
項目	村山地方 (n=93)	最上地方 (n=37)	置賜地方 (n=62)	庄内地方 (n=34)	計
10日未満	18.6	8.7	8.2	5.6	41.1
10～19日	7.8	5.2	11.7	3.5	28.1
20～29日	8.2	0.4	3.5	2.2	14.3
30～39日	1.7	0.4	1.7	0.4	4.3
40～49日	0.9	0.0	1.7	1.7	4.3
50～59日	1.3	0.0	0.4	0.9	2.6
60～69日	0.0	0.9	0.0	0.4	1.3
70～79日	0.4	0.0	0.4	0.0	0.9
80～89日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
90～99日	0.4	0.0	0.0	0.0	0.4
100～109日	0.4	0.4	0.9	0.0	1.7
110～119日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
120～129日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
150～159日	0.4	0.0	0.4	0.0	0.9
計	40.3	16.0	29.0	14.7	100.0
猟期内(2020年11月～2021年3月)					
有害鳥獣駆除出動日数(n=215)					
項目	村山地方 (n=70)	最上地方 (n=53)	置賜地方 (n=62)	庄内地方 (n=30)	計
10日未満	19.1	18.6	11.2	9.3	58.1
10～19日	6.5	4.2	11.2	2.3	24.2
20～29日	2.8	0.9	3.7	2.3	9.8
30～39日	2.3	0.5	1.4	0.0	4.2
40～49日	0.9	0.0	0.5	0.0	1.4
50～59日	0.5	0.5	0.9	0.0	1.9
60～69日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
70～79日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
80～89日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
90～99日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
100～109日	0.5	0.0	0.0	0.0	0.5
計	32.6	24.7	28.8	14.0	100.0
出猟日数(n=285)					
項目	村山地方 (n=106)	最上地方 (n=63)	置賜地方 (n=80)	庄内地方 (n=36)	計
10日未満	8.8	4.2	7.4	4.6	24.9
10～19日	14.4	9.1	7.0	3.2	33.7
20～29日	5.6	4.2	6.3	2.5	18.6
30～39日	3.9	2.8	5.6	1.8	14.0
40～49日	1.4	1.1	0.4	0.0	2.8
50～59日	0.4	0.7	0.4	0.0	1.4
60～69日	0.7	0.0	0.0	0.4	1.1
70～79日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
80～89日	0.4	0.0	0.0	0.4	0.7
90～99日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
100～109日	1.4	0.0	0.7	0.0	2.1
110～119日	0.4	0.0	0.0	0.0	0.4
120～129日	0.0	0.0	0.4	0.0	0.4
計	37.2	22.1	28.0	12.6	100.0

資料：「山形県狩猟者アンケート調査（2021年10月実施）」より作成

注：1) nは回答者数である。

2) 割合は表内の範囲毎に総回答数を100%とした時の地方別各項目毎の比率である。

3) 四捨五入の関係から各項目または各地方の個数の割合の総和と計が合わない場合や合計が100%にならない場合もある。

4) 各項目で回答する選択肢数は1つに限定し、複数の選択肢数を回答した場合は無効とした。

5) 山形県の狩猟期間は、鳥獣の種類によって異なる場合があるが、本調査では全対象を包括する11月1日から翌年3月31日を猟期として定めた。

猟者の割合は、クマ33.9%、イノシシ30.0%、サル18.0%、その他9.9%、カモ類3.9%、ウサギ3.9%、シカ0.4%である。種類によって捕獲頭数に違いはあるものの、全種類の合計では、多い順に、10頭未満80.7%、10～19頭12.0%であり、19頭以下が92.7%を占めている。割合は少ないが、捕獲頭数が30頭以上と比較的多い種類は、その他を除いて、イノシシ60～69頭0.4%、サル50～59頭0.4%である。地方別に割合が3.0%以上の多い野生動物の種類について、割合が多い順にみると、村山地方は、クマ12.9%、イノシシ10.7%、サル3.9%、最上地方は、クマ3.9%、置賜地方は、クマ10.7%、イノシシ8.6%、サル3.9%、庄内地方は、クマ5.2%、サル4.3%であり、捕獲頭数は全て10頭未満である。4地方に共通して、クマの割合が最も多く、次いで、村山地方と置賜地方はイノシシであるが、庄内地方はサルが多い。

猟期外（2020年4月～2020年10月）の野生動物の捕獲理由について、山形県全体で項目毎に回答の割合が多い順には、「要請があったから」64.3%、「被害を出すから」33.9%、「捕獲が簡単だから」0.9%、「その他」0.9%である。有害鳥獣駆除について、要請を受けて行う場合が64.3%と最も多いが、被害を出すために捕獲する場合も33.9%と多くみられ、表-1において、狩猟者の現職業が、農業者が最も多く、山形県全体の27.9%を占めていることから、その理由が裏付けられると考えられる。割合が多い理由の項目2つにおいて、野生動物の種類別の割合について多い順にみると、「要請があったから」は、クマ24.8%、イノシシ18.7%、サル9.1%、その他6.1%、ウサギ2.6%、カモ類1.7%、シカ1.3%である。「被害を出すから」は、イノシシ12.6%、クマ10.4%、サル8.7%、その他1.3%、カモ類0.4%、ウサギ0.4%である。クマは、人的被害も危惧されることから、農業被害も含めて、要請を受けて出動する場合も多いと考えられる。また、山形県では、クマよりもイノシシによる農作物被害が近年多くみられる²⁴⁾ことから、被害を出すという理由では、イノシシの捕獲がクマよりも若干多いことが考えられる。地方別に割合が3.0%以上の多い野生動物の種類について、理由毎に割合が多い順にみると、村山地方は、「要請があったから」が、クマ8.7%、イノシシ7.4%であり、「被害を出すから」が、イノシシ3.9%、サル3.5%、クマ3.0%である。置賜地方は、「要請があったから」が、クマ9.1%、イノシシ8.3%であり、「被害を出すから」が、イノシシ5.7%、クマ5.2%である。庄内地方は、「要請があったか

ら」が、クマ4.8%であり、「被害を出すから」が、サル3.9%である。村山地方と置賜地方は、要請にもとづくクマとイノシシの捕獲が多くみられ、置賜地方は村山地方よりも両方の割合がやや多い。

猟期外（2020年4月～2020年10月）の野生動物の捕獲後の処理・利用方法は、山形県全体で項目毎に回答の割合が多い順には、自家消費66.2%、その場に埋却21.6%、売る6.1%、その他4.7%、毛皮1.4%である。自家消費が66.2%と最も多く、続いて、その場に埋却が21.6%であり、利用されない場合も多く、売るのは6.1%と少ない。割合が多い方法の項目2つにおいて、野生動物の種類別の割合について多い順にみると、自家消費は、クマ31.5%、イノシシ25.4%、ウサギ3.8%、カモ類2.3%、サル1.9%、シカ0.9%、その他0.5%である。その場に埋却は、サル11.7%、その他5.6%、クマ3.8%、カモ類0.5%である。自家消費される野生動物は伝統的に食用とされてきた種類が多いが、その場に埋却される野生動物として最も多いサルは、人間の幼児に酷似していることから食用としては忌避される場合もあると考えられる。地方別に割合が3.0%以上の多い野生動物の種類について、理由毎に割合が多い順にみると、村山地方は、自家消費がクマ10.3%、イノシシ9.9%である。最上地方は、自家消費がクマ3.8%、イノシシ3.3%である。置賜地方は、自家消費がクマ12.7%、イノシシ10.8%であり、その場に埋却がサル3.8%である。庄内地方は、自家消費がクマ4.7%、その場に埋却がサル5.6%である。4地方に共通して、クマが自家消費されている傾向があり、特に村山地方と置賜地方は、自家消費されるクマとイノシシの割合が多い。また、置賜地方と庄内地方は、その場に埋却されるサルが4地方の中で多い割合にある。

表-8に山形県の狩猟者の猟期内の野生動物の捕獲状況（2020年度）について示した。猟期内（2020年11月～2021年3月）の野生動物の捕獲頭数は、山形県全体で回答の割合が多い順に、まず、種類別に捕獲した狩猟者の割合は、カモ類36.4%、イノシシ23.0%、キジ・ヤマドリ20.3%、ウサギ12.9%、クマ4.0%、シカ2.0%、その他1.5%である。猟期外に比べて、猟期内では、キジ・ヤマドリ、カモ類が比較的多く捕獲されていることが特徴としてある。種類によって捕獲頭数に違いはあるものの、全種類の合計では、多い順に、10頭未満75.0%、10～19頭15.3%であり、19頭以下が90.3%を占めている。割合は少ないが、捕獲頭数が30頭以上と比較的多い種類は、そ

その他0.9%，サル0.6%，シカ0.3%である。猟期においても、被害対策としてイノシシが捕獲される場合が多い。最後に、「面白いから」は、カモ類4.9%，イノシシ4.0%，キジ・ヤマドリ2.8%，ウサギ2.4%，クマ0.3%，シカ0.3%である。狩猟者にとって、カモ類がレジャーとしての狩猟の楽しさとされている場合もみられる。地方別に割合が3.0%以上の多い野生動物の種類について、理由毎に割合が多い順にみると、村山地方は、「被害を出すから」が、イノシシ3.7%，「美味しいから」が、カモ類9.5%，キジ・ヤマドリ4.0%である。最上地方は、「美味しいから」がカモ類5.8%である。置賜地方は、「被害を出すから」が、イノシシ3.7%，「美味しいから」が、カモ類5.5%，キジ・ヤマドリ3.4%である。庄内地方は、「美味しいから」が、カモ類4.3%，キジ・ヤマドリ3.4%である。捕獲理由が「美味しいから」は、4地方に共通してカモ類が最も多く、地方別に割合の多い順には、村山地方>最上地方>置賜地方>庄内地方となっている。次いで、同様の理由で最上地方を除く3地方において、キジ・ヤマドリが多く捕獲され、地方別に割合の多い順には、村山地方>置賜地方=庄内地方である。また、捕獲理由が「被害を出すから」は、村山地方と置賜地方において、イノシシが比較的多い割合にある。

猟期内（2020年11月～2021年3月）の野生動物の捕獲後の処理・利用方法は、山形県全体で項目毎に回答の割合が多い順には、自家消費96.3%，その場に埋却3.1%，売る0.3%，その他0.3%，毛皮0.0%である。捕獲された野生動物は、ほとんどが自家消費されており、その場に埋却されるものは極わずかである。この自家消費において、野生動物の種類別の割合について多い順にみると、カモ類35.8%，イノシシ22.9%，キジ・ヤマドリ19.0%，ウサギ11.3%，クマ4.6%，シカ2.1%，サル0.6%である。こうした順位と構成割合は、ほとんどが自家消費されていることから、前述した猟期内の野生動物の捕獲頭数において、山形県全体で多い順に種類別に捕獲した狩猟者の割合と大差無くほぼ同様である。野生動物の捕獲後の処理・利用方法としてほとんどを占めている自家消費において、地方別に割合が3.0%以上の多い野生動物の種類について、割合が多い順にみると、村山地方は、カモ類12.2%，イノシシ8.3%，キジ・ヤマドリ6.7%である。最上地方は、カモ類9.8%，ウサギ4.6%，イノシシ3.4%，キジ・ヤマドリ3.1%である。置賜地方は、イノシシ9.8%，カモ類8.3%，キジ・ヤマドリ5.2%，ウサギ3.1%である。

庄内地方は、カモ類5.5%，キジ・ヤマドリ4.0%である。したがって、カモ類とキジ・ヤマドリの鳥類が、4地方に共通して捕獲されている。カモ類は、地方別に割合の多い順には、村山地方>最上地方>置賜地方>庄内地方であり、前述した捕獲理由の「美味しいから」と同様の順位である。一方、キジ・ヤマドリは、地方別に割合の多い順には、村山地方>置賜地方>庄内地方>最上地方となっており、カモ類もキジ・ヤマドリもいずれについても村山地方において最も多く自家消費されている。イノシシは、庄内地方を除く3地方で多く捕獲され、地方別に割合の多い順には、置賜地方>村山地方>最上地方である。ウサギは、最上地方と置賜地方とで多く捕獲され、地方別に割合の多い順には、最上地方>置賜地方となっている。

IV 結論

本研究では、山形県の狩猟者を対象として、アンケート調査を行い、集計結果にもとづいて分析を行った。最後に分析内容を総括し、山形県の狩猟者の特徴について概括的に捉えて、問題の要点を整理した上で、今後の狩猟活動の継続と発展や狩猟行政に必要な施策の課題について考察したい。

第1に、山形県の狩猟者は、高齢者層である60歳以上が全体の70.8%を占めており、若年者層である30歳以下は、8.9%に過ぎず、狩猟者は高齢化している。今後、主に体力の減少を理由として、狩猟を継続しないとする狩猟者は3.9%存在する。また、引退する年代は、今後、70歳代から80歳代を迎えた年代を予定としている狩猟者が全体の94.5%を占めていることから、山形県では新規狩猟者の確保と育成が急務であると考えられる。

狩猟者の狩猟歴は、10年未満の短期間と40年以上50年未満の長期間とにおいて二極化の傾向にある。狩猟歴が短期間である狩猟者には、若年者層に加えて、全体の14.2%を占めている現職業が無職（年金）である狩猟者も存在することから、会社員や公務員を定年退職した後に狩猟を始めた狩猟者も少なくない割合で含まれている。こうした定年退職後の狩猟者全般の前職は、多様な職種で構成されていると考えられ、現在も定年退職者に応じては、様々な人脈を形成している場合も考えられる。新規狩猟者の確保と育成の対象としては、必ずしも不特定多数の若年者層に限定した普及啓発として捉えるのではなく、定年退職者が形成している人脈を活かして、幅広

い年齢層と職種を対象として、新規狩猟者の確保と育成を奨励する施策について行政や関係団体が検討する余地があると考えられる。

第2に、山形県の狩猟者において、猟期内の出猟日数は、39日以下が全体の91.2%を占めており、それ以上の40日以上129日以内は8.8%であって、長期間にわたって出猟する狩猟者は少ない。有害鳥獣駆除の出動日数は、猟期外は29日以下が83.5%を占めており、猟期内では同じく29日以下が92.1%を占めていることから、猟期内においても有害鳥獣駆除の出動日数は猟期外と同等に多いことが明らかであった。

狩猟者は、第一種銃猟または第一種銃猟とわな猟を可能とする免許の取得者が多く、猟犬を利用する狩猟者は少ない。猟期内外の年間を通じて、主に農業者が実際に農産物被害を受けることや要請を受けて、有害駆除として、イノシシ、クマを主に捕獲している。一方、猟期内では、主に農業者以外がレジャーとして、自家消費のために、美味とされるカモ類、キジ・ヤマドリの鳥類を主に捕獲している傾向にあるといえる。なお、林業を職業としている狩猟者は、最上地方のみに僅かに存在し、他の3地方では不在である。

また、狩猟者の狩猟継続の理由には、置賜地方は、鳥獣被害を減らすことに次いで、狩猟文化の継承が4地方の中でも最も多い割合であったことが明らかであった。山形県小国町小玉川地区では、現在も生業に近い狩猟活動を行う狩猟者が存在し、300年以上続く小玉川熊まつりが例年5月に開催され、山形県内外から多数の参加者が参加してきた。しかし、2020年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって、過去3年は開催されておらず、かつ、近年は、担い手となる地域住民の減少によって開催形式の変更について議論²⁶⁾されている状況にある。今後は、地区外の住民も含めた広域な範囲から協力者を確保してまつりを開催し、狩猟文化を継承する必要があると考えられる。

第3に、山形県の狩猟者は、有害鳥獣駆除を反対とする意見に対しては、野生動物による農業被害や人的被害に対する狩猟者の役割について理解を求める意向が圧倒的に多くみられ、狩猟の社会的役割や責任を自覚している狩猟者が多くを占めている。狩猟者の担い手育成については、全体の90.4%の狩猟者が関心を持っており、担い手確保のための実際の活動としては、家族・友人等の身近な関係者に対して、声かけ、狩猟の話や見学をさせ

ている狩猟者が半数以上いる。しかし、その一方で、何もしていない狩猟者は全体の37.7%を占めており、関心はあるものの、担い手確保の手段を得られていない狩猟者も少なくない。SNS（TwitterやInstagramなど）で狩猟について発信している狩猟者はごく僅かであったことから、今後は、一般的な若年者層とも広く簡単に情報共有できるSNSを利用して、狩猟の様子やジビエなどを情報発信することも有効な方策であり、行政や関係団体が高齢者の多い狩猟者に対してSNS利用をサポートする取り組みも必要である。

さらに、新規狩猟者を確保した後の狩猟活動の継続と狩猟者としての定着のためには、狩猟教育が必要とされる。新規狩猟者への狩猟教育は、全体の69.7%が行うとする意思を示している。一方、行う意思のない狩猟者の理由としては、自身の狩猟の技術力やコミュニケーション力を問題としている場合が80.7%を占めていた。したがって、今後、こうしたスキルを身につければ、より多くの狩猟者が新規狩猟者への狩猟教育を行う可能性が生じると考えられる。このため、狩猟免許取得後の狩猟者を対象とした狩猟技術向上のための研修会の開催やコミュニケーションの機会増加のための交流活動の実施などの取り組みについて、今後、行政や関係団体が主導して行う必要があると考えられる。

注

- 1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第三条第一項
- 2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第四条第一項
- 3) [1] 22頁.
- 4) 日本標準産業分類（2013年10月改定、2014年4月1日施行）には、“大分類A－農業、林業”の“総説”の“(3) 林業とは”について、次の内容が記載されている。“山林用苗木の育成・植栽、林木の保育・保護、林木からの素材生産、薪及び木炭の製造、樹脂、樹皮、その他の林産物の採集及び野生動物の狩猟などを行う。”
総務省（2022）日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）－分類項目名。
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

- [2022年11月1日閲覧]
- 5) 日本標準職業分類には、“林業従事者”の“その他の林業従事者（小分類〔471～472〕に含まれない林業・林業類似の仕事に従事するものをいう。）”の“事例”として、次の内容が記載されている。“炭焼人；製炭木割作業；炭材伐採作業；築窯作業；炭焼作業；薪材伐採作業；薪割作業；薪結束作業；薪小出作業；炭俵詰作業；木炭小出作業；切炭調整作業；種子採取作業；林業種子採取作業；山林苗木栽培人；林業種苗栽培者；天然木の実採取作業；くり採取作業；樹皮はぎ作業；しいたけ採取作業；なめこ採取作業；たけのこ採取作業；天然わさび採取作業；まつやに（松脂）採取作業；じゅんさい採取作業；ぜんまい採取作業；山芋ほり作業；山ふき採取作業；わらび採取作業；ふし（五倍子）採取作業；しゅろ皮採取作業；こうぞ皮剥作業（林業）；みつまた皮はぎ作業（林業）；うるし（漆）採取作業；あけびつる採取作業；しだ採取作業；かや採取作業；しょう（樟）脳根採取作業；樹種採取作業；とりもち採取作業；山林見まわり作業；造林測尺作業；猟師；銃猟師；網猟師；かも猟師；林野巡視；山番；山守；山林監視員；山林病虫害防除作業；まつたけ採取作業；たかしょう（鷹匠）；猟区案内人；ひる採取作業；蛇捕獲人；虫とり；丸太検尺作業；さし穂採取作業；森林区画測量作業”
- 政府統計の総合窓口e-Stat（2022）日本標準職業分類（平成21〔2009〕年12月統計基準設定），農林漁業従事者，林業従事者，その他の林業従事者。
https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/20/02/479?op=search&search_word=&search_method=keyword&info1SearchFlg=1&info2SearchFlg=1&komokuSearchFlg=1&base_code=47&revision=02&search_kind=20&form_id=main_form&page=&isfl=1&isf2=1&isf3=0&ksf=1&sk=20&sm=keyword&sw=&sbs1=1&sbs2=0&sbs3=0
 [2022年11月1日閲覧]
- 6) [2] 339～344頁.
 7) [3] 281～286頁.
 8) [4] 364頁.
 9) [5] 73～84頁.
 10) [6] 25～32頁.
 11) [7] 9～22頁.
 12) [8] 119～123頁.
 13) [9] 23～29頁.
 14) [10] 31～37頁.
 15) [11] 51頁. 山形県の鳥獣による農作物被害金額は、近年、減少傾向にあるものの、2020年度は4億8,206万9,000円もの水準である.
 16) [11] 55頁.
 17) 前職業の回答数はn=61であり、現職業の回答数であるn=423よりも少ないために、3.0%以上とした.
 18) 本研究の調査では、単独及びグループで行う場合に、その内訳として、それぞれの頻度までは把握しておらず、かつ、狩猟方法は人数にも規定されてくるが、狩猟方法も把握していない。一般的に、狩猟方法は、グループの場合は、主に巻き狩りやカモ猟であり、単独の場合には、主に忍び猟か流し猟が多く行われる.
 19) 一般社団法人大日本猟友会（2022）猟犬とは。
<http://j-hunters.com/intro/hounds.php>
 [2022年11月1日閲覧]
 20) 山形県小国町白い森ブランド戦略室（2022）小玉川熊まつり。
<https://yamagata-oguni-shiroimori.jp/event/kotamagawa-kuma-matsuri/>
 [2022年11月1日閲覧]
 21) [12] 399～402頁.
 22) 山形県では、2012年9月10日に政府の出荷制限指示を受けて、県内で捕獲された野生のツキノワグマの肉の出荷・流通を規制していたが、2016年3月17日に政府の出荷制限指示の変更通知にもとづいて、山形県の出荷・検査方針に従ったツキノワグマの肉については出荷を可能としている。
 山形県環境エネルギー部みどり自然課自然環境担当（2022）野生鳥獣の肉における放射性物質検査について。
https://www.pref.yamagata.jp/050011/kurashi/shizen/seibutsu/about_hunting/yaseichoujuu.html
 [2022年11月1日閲覧]
 23) 山形県の狩猟期間は、次の通り、鳥獣の種類によって異なる場合があるが、本調査では全対象を包括する11月1日から翌年3月31日を猟期として定めた。

山形県内における狩猟期間について

カモ類・イノシシ・ニホンジカ以外の鳥獣：11月15日～翌年の2月15日

カモ類：11月1日～翌年の1月31日

イノシシ・ニホンジカ：11月15日～翌年の3月31日

山形県環境エネルギー部みどり自然課自然環境担当(2022) 山形県内における狩猟期間について.

https://www.pref.yamagata.jp/050011/kurashi/shizen/seibutsu/about_hunting/hunting_season.html

[2022年11月1日閲覧]

- 24) 農林水産省東北農政局 (2022) 野生鳥獣による農作物被害状況, 山形県の農作物被害状況.
<https://www.maff.go.jp/tohoku/seisan/tyozyu/higai/index.html>
[2022年11月1日閲覧]
- 25) カモ類70頭～0.2%は, 村山地方の狩猟者1人であり, 実際には, カモ類130～139頭の捕獲量である.
- 26) 山形新聞 (2022) 小国・小玉川熊まつり, 3年連続中止 マタギ文化の継承に危機感, 2022年4月21日.
https://www.yamagata-np.jp/news/202204/21/kj_2022042100510.php
[2022年11月1日閲覧]

引用・参考文献

- [1] 小川三四郎「森林組合における非木材生産物生産の現代的意義」『山形大学紀要(農学)』第16巻第1号, 山形大学, 2010年2月, 21～40頁.
- [2] 岸岡智也, 橋本 禪, 星野 敏, 九鬼康彰「獣害対策における都道府県の実施体制と市町村との関係—近畿地方における野生鳥獣被害対策を事例に—」『農村計画学会誌』31巻論文特集号, 農村計画学会, 2012年11月.
- [3] 岸岡智也, 橋本 禪, 星野 敏, 九鬼康彰, 清水夏樹「コ・マネジメントからみた野生鳥獣被害対策における基礎自治体の役割と課題—近畿6府県を事例に—」『農村計画学会誌』32巻論文特集号, 農村計画学会, 2013年11月.
- [4] 九鬼康彰, 武山絵美, 岸岡智也「獣害及びその対策に関する研究動向と展望」『農村計画学会誌』33巻3号, 農村計画学会, 2014年12月, 362～368頁.
- [5] 田巻芳則, 神崎伸夫, 丸山直樹「埼玉・栃木両県における狩猟の現状と狩猟者の意識」『野生生物保護』第3巻第2号, 野生生物保護学会, 1998年.
- [6] 原田正子, 神崎伸夫, 丸山直樹, 今木洋大「山梨県における狩猟の現状とその問題点」『野生生物保護』第6巻第1号, 野生生物保護学会, 2001年.
- [7] 上田剛平, 神崎伸夫, 小寺祐二「島根県における狩猟の実態と狩猟者の意識」『野生生物保護』第9巻第1号, 野生生物保護学会, 2004年.
- [8] 原科幸爾, 池田 光, 鹿島佳子「岩手県における狩猟活動の現状と今後の継続に向けての考察」『農業農村工学会誌』第84巻第2号, 農業農村工学会, 2016年2月.
- [9] 角田裕志, 上田剛平「岐阜県における新規狩猟者の実態と意識」『野生生物と社会』第4巻第1号, 「野生生物と社会」学会, 2016年8月.
- [10] 三谷奈保, 熊澤 収「神奈川県の狩猟者の新人育成に関する意識」『野生生物と社会』第6巻第1号, 「野生生物と社会」学会, 2018年9月.
- [11] 山形県『山形県第13次鳥獣保護管理事業計画』2022年3月, 1～55頁.
- [12] 牧野祥奈, 服部俊宏「狩猟免許取得後の支援制度の実態」『農業農村工学会誌』第86巻第5号, 農業農村工学会, 2018年5月.
- [13] 梶 光一・鈴木正嗣・伊吾田宏正編『野生動物管理のための狩猟学』朝倉書店, 2013年1月20日, 154頁.
- [14] 梶 光一・土屋俊幸編『野生動物管理システム』東京大学出版会, 2014年9月5日, 248頁.
- [15] 梶 光一, 小池伸介『野生動物の管理システム: クマ・シカ・イノシシとの共存をめざして』講談社, 2015年6月25日, 225頁.
- [16] 田口洋美『クマ問題を考える: 野生動物生息域拡大期のリテラシー』山と溪谷社, 2017年5月3日, 223頁.
- [17] 羽澄俊裕『SDGsな野生動物のマネジメント: 狩猟と鳥獣法の大転換』地人書館, 2022年2月20日, 237頁.